

平成28年6月17日

株主各位

京都市東山区一橋野本町11番地の1

**三洋化成工業株式会社**

代表取締役社長 安藤孝夫

## 第92回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまり厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第92回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項**
1. 第92期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
  2. 第92期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記各事項の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案 株式併合の件**

本件は、原案どおり平成28年10月1日を効力発生日として当社普通株式5株を1株に併合し、発行可能株式総数を51,591,200株とすることに承認可決されました。

**第2号議案 定款一部変更の件**

本件は、原案どおり承認可決されました。  
(変更の内容は、5頁に記載のとおりであります。)

**第3号議案 取締役9名選任の件**

本件は、原案どおり取締役に上野 観、安藤孝夫、鳴瀧英也、前田浩平、樋口章憲、太田篤志、下南裕之、山本真也、相京重信の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

**第4号議案 監査役3名選任の件**

本件は、原案どおり監査役に小寺昭芳、大志万俊夫、河西隆英の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

#### **第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件**

本件は、原案どおり退任取締役 矢野達司、堀井啓右、退任監査役 森 良幸、苜坂 剛の各氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

#### **第6号議案 取締役の報酬額改定の件**

本件は、原案どおり取締役の報酬額を年額450百万円以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）に改定されることに承認可決されました。

以 上

おって、本総会終了後開催の取締役会において、取締役会議長に上野 観氏、代表取締役社長に安藤孝夫氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

また、同取締役会において、執行役員17名の選任が行われ、それぞれ就任いたしました。

平成28年6月17日現在の当社取締役および監査役ならびに執行役員は次のとおりであります。

取締役 取締役会議長	上 野 観
代表取締役社長兼執行役員社長	安 藤 孝 夫
取締役兼常務執行役員	鳴 瀧 英 也
取締役兼常務執行役員	前 田 浩 平
取締役兼常務執行役員	樋 口 章 憲
取締役兼執行役員	太 田 篤 志
取締役兼執行役員	下 南 裕 之
取締役兼執行役員	山 本 眞 也
取締役	相 京 重 信
監査役（常勤）	小 寺 昭 芳
監査役（常勤）	大志万 俊 夫
監査役	清 水 順 三
監査役	河 西 隆 英
常務執行役員	鶴 田 博 之
執行役員	武 田 栄 明
執行役員	木 村 昌 史
執行役員	田 中 敬 次
執行役員	徳 本 祐 一
執行役員	岡 田 英 治
執行役員	北 村 充 也
執行役員	福 井 正 弘
執行役員	藤 井 雄 一
執行役員	須 崎 裕 之

- (注) 1. 取締役 上野 観氏および相京重信氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 大志万俊夫氏、清水順三氏および河西隆英氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、上野 観氏および相京重信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

以 上

## 剰余金の配当に関する取締役会決議についてのお知らせ

当社定款の規定に基づき、平成28年5月16日開催の当社取締役会において、第92期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）の期末剰余金の配当について下記のとおり決議いたしました。

### 記

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| 1. 期末配当の基準日              | 平成28年3月31日   |
| 2. 期末配当金                 | 1株当たり 金9円<br>(配当総額 992,241,045円、<br>前期末配当金から1円の増配) |
| 3. 期末配当の効力発生日<br>(支払開始日) | 平成28年5月31日(火)                                      |

---

### 配当金のお支払いについて

1. 配当金の口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を、それぞれ5月30日付で発送いたしておりますので、ご確認ください。
2. 上記ご指定がない方は、5月30日付で発送いたしました「第92期期末配当金領収証」に記載のとおり、お支払いいたしておりますので、お受け取りがお済みでない場合は、ご便宜の方法でお受け取りください。

(単元株主のみなさまには「定時株主総会招集ご通知・配当金支払いに関するお知らせ」に同封して、単元未満株主のみなさまには「配当金支払いに関するお知らせ」の封筒にてご郵送いたしております。)

以 上

## 定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>(発行可能株式総数、単元株式数)</p> <p><b>第 6 条</b> 当社の発行可能株式総数は<u>257,956</u>千株とする。</p> <p>2. 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p>(取締役の定員および選任)</p> <p><b>第 19 条</b> 株主総会において取締役<u>8</u>名以内を選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>   <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>(発行可能株式総数、単元株式数)</p> <p><b>第 6 条</b> 当社の発行可能株式総数は<u>51,591,200</u>株とする。</p> <p>2. 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p>(取締役の定員および選任)</p> <p><b>第 19 条</b> 株主総会において取締役<u>12</u>名以内を選任する。</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p>   <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p><u>附 則 第 6 条の変更は、当社第92回定時株主総会の第 1 号議案に係る株式併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>   <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上

## 株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

当社は、本日開催の第92回定時株主総会において、平成28年10月1日より普通株式5株を1株に併合すること、および単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。

なお、この株式併合および単元株式数の変更に伴う株主様による特段のお手続の必要はございません。

### 1. 株式併合後のご所有株式

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨ていたします。）となります。

お取引の証券会社等の口座に記録されている当社株式数は、平成28年10月1日をもって、株式併合後の株式数に変更されます。

### 2. ご所有株式の資産価値

株式併合の実施前後で、当社の資産や資本が変わることはございません。株主様のご所有株式につきましても、株式市況の変動など他の要因を除けば、資産価値に変動はございません。理論上の1株当たりの株価は、株式併合前の5倍となります。

### 3. 端数株式処分代金のお支払い

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

処分代金のお支払いは、12月上旬を予定しております。

なお、株式併合の効力発生日（平成28年10月1日）前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

<お問い合わせ先>

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部（証券代行事務センター）

フリーダイヤル 0120-782-031（土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~17:00）

以 上